

埼玉県議会 P R用動画制作業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県議会 P R用動画制作業務

2 委託期間

契約締結日 から 令和6年3月29日（金）まで

3 目的

県議会のしくみや役割を紹介するP R動画を新たに制作し、「Y o u T u b e 『埼玉県議会チャンネル』」や県議会ホームページ等でも情報発信を行うことにより、若年層を対象に県議会に対する理解と関心を更に高める。

4 用途

- (1) ホームページ、YouTube
- (2) デジタルサイネージでの放映

5 委託業務の内容

P R動画制作に必要な業務及び付随する業務一式（YouTubeへの掲載作業含む）

(1) 制作方針

ア 背景

- ・ 平成27年6月の公職選挙法の一部改正により、選挙権の年齢が満18歳に引き下げられ、また、令和4年度からは、高校でも「公共」という授業も始まり、法、政治経済の幅広い社会問題が授業で扱われている。
- ・ 令和5年4月に行われた埼玉県議会議員一般選挙の投票率を年代別に見ると、70歳代 51.79%に対し、10歳代 26.69%、20歳代 20.38%、30歳代 27.72%と、10~30歳代の投票率は他の世代よりも低く、特に20歳代は平均（34.92%）よりも15ポイント近くも低い水準となっている。

イ 方向性

- ・ 埼玉県議会の活動や県議会議員への興味関心が低い若者にも、理解が深まり自ら行動してみようと思ふ内容であること。
- ・ 将来の地方自治の担い手となる年齢層の政治や行政への参画意識を醸成できること。

ウ 本業務のターゲット

本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

地域	埼玉県内
年代	概ね16歳から22歳
価値観	埼玉県議会の活動や政治に関しての興味関心が低い人 埼玉県議会の活動や政治には関心があるが、関わりがあまりない人
訴求内容	埼玉県議会の活動や県議会議員への興味関心の掘り起こし

(2) 動画の内容

- ア 主人公（18歳、高校生設定）が、就職や結婚、子育てなどのライフステージに関し、埼玉県議会で話し合われた内容（代表・一般質問、委員会質疑、予算特別委員会質疑、意見書・決議）を紹介。
イ 自分たちの生活と密接に関わる物事が日頃県議会で話し合われていることを伝える。
ウ さらに、どのようにすれば自分の意見や考えを県議会に伝えることができるのかを、主人公と一緒に実践していく。

＜例：大まかな流れ＞

- ① 県議会で話し合われていることを知る（県議会HP、ネット中継、傍聴）
 - ② 自分の地元の議員について知り（県議会HP、広報テレビ番組、県政報告会、街頭活動など）、自分の考えに近い議員を選ぶ（選挙に行く）
 - ③ 自分の要望を議会や議員に伝える（議員への相談、陳情・請願） ＜重点＞
- ※ 上記①～③について仕組みや手続きなどの情報をコンパクトに紹介。

(3) 制作動画の条件

- ア 映像はアニメーション形式とし若者が興味・関心を持つ手法を用いて制作する。
イ 作成本数はショート動画5本以上とし、尺は1本当たり30秒～60秒程度とする。
また、ショート動画を連結させることにより、1本の本編動画（5分程度）も作成し、さらに、デジタルサイネージ版として1本当たり15秒程度の動画も加えること。
ウ 動画の内容にふさわしいタイトルをつけること
エ 動画のファイル形式は以下のとおりで、YouTube及びデジタルサイネージに掲載可能なものとする。

データ形式	MPEG4 AVC形式(.mp4)、又はWMV(WindowsMediaVideo9)形式 (Advanced Profileを除く)(.wmv)
サイズ	16:9(アスペクト比) 横1920ピクセル×縦1080ピクセル、又は 横1280ピクセル×縦720ピクセル
ファイルサイズ	秒数×1MB前後
ビットレーム	8M bps CBR(音声:128～256kbps)
音声	ステレオ対応

オ 動画に合わせたナレーション・テロップを挿入すること。

カ 動画に合わせて適宜、BGMを挿入すること。

- キ 動画制作の前に原案となる絵コンテ等を提出し、テロップのフォント等を含め、県と事前に動画の構成について調整すること。
- ク 制作動画の使用期限を定めないこと。
- ケ 県による複数回の動画の確認及び修正指示の機会を設けること。その場合、県の指示に合わせた修正を行うこと。
- コ 動画作成全般にかかる費用は全て受託者の負担とすること。また、動画作成全般には、構成案（シナリオ）作成、収録、ナレーション、テロップ、CG、BGM、編集等のほか、制作物の納品までの一切を含むとする。

(4) その他動画作成にあたっての注意事項

- ア 動画には視聴者の理解を助けるテロップ等を適宜入れること。またデジタル技術を駆使し、見ている人が飽きないような工夫を凝らすこと。
- イ そのほか必要な映像・音楽等についてはすべて受託者が用意すること。
用意した映像や音楽については適宜県に確認を取ること。
- ウ このほか協議の必要に応じて、県と受託者とで打合せを行う。
- エ 納品後に、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。
- オ YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、各動画のサムネイル画像を作成するなど必要な設定を行うこと。

6 成果品

(1) 成果品の提出について

作成した動画は、令和6年3月29日（金）までに上記のファイル形式で納品する。
なお、できる限り早期での納品に努めるものとする。
また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

(2) 成果品に関する権利の帰属

- ア 本県受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て県に帰属する。
- イ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- ウ 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- エ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守する。
- (2) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (3) 委託契約の締結又は履行に当たり、受託者にこの仕様書に定める事項又はこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託計画が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。